

## 体现形の主な規定の条文案（素案）について

国立国会図書館（以下「NDL」という。）収集書誌部は、日本図書館協会（以下「JLA」という。）目録委員会と連携して、『日本目録規則』（以下「NCR」という。）の改訂作業を進めている。

平成 27 年度書誌調整連絡会議では、現 NCR の「記述」の規定の主要部分に相当する「体现形の主な規定の条文案（素案）」（以下「本案」という。）を提示する。

本案は、JLA 目録委員会原案を元に NDL 収集書誌部が検討し、JLA 目録委員会と調整したものである。両者の間で合意に達していない点、さらに検討して結果を出すべきとした点については、その旨を示した。

### I 本案の範囲

体现形に関する規定のうち、次のものを提示する（括弧内は条項番号）。

- ・通則（#2.0）
- ・タイトル（#2.1）
- ・責任表示（#2.2）
- ・版表示（#2.3）
- ・逐次刊行物の順序表示（#2.4）
- ・出版表示・制作表示等（#2.5～#2.9）
- ・シリーズ表示（#2.10）
- ・キャリアに関する事項（#2.14～#2.33）

なお、情報源及び転記の規定について、これらは現段階では属性総則（#1）の一部として JLA 目録委員会原案を検討中であり、（#2.0 に一部移動する可能性を含めて）今後大幅な変更がありうるが、本案に参照指示が多いため、参考案を付す（記述の基盤の規定は含んでいない）。

### II 本案の特徴

1. Resource Description and Access: RDA（以下「RDA」という。）のエレメントを網羅し、RDA の各規定に可能な限り対応した。
2. 該当する表示又は情報が存在すれば記録が必須となるエレメントについては、RDA に従って、「コア・エレメント」と規定した。コア・エレメントと示していないエレメントについては、記録は任意である。
3. 目録用言語が日本語、英語の場合に対応した規定とした。
4. 洋図書等のコピーカタログリングも考慮し、RDA に則って作成されるデータと齟齬を生じないように留意した。
5. RDA に対応した結果として、現 NCR から大きく変更することになった規定について

は、従来の規定を別法とすることで配慮した。反対に、日本の資料、出版状況、目録慣行等に合わない RDA の規定を別法としたものがある。

6. RDA の **early printed resources** (初期印刷資料) に関する規定にも対応した。一方、和古書・漢籍に関する規定は、全体にわたって検討が不十分である。現代の資料とは異なる造本及び出版の相違を考慮し、今後一層の検討が必要である。
7. 新 NCR は、意味的側面と構文的側面を分離し、前者に限定した規則とする。後者に当たるエンコーディングや記述文法は扱わず、規定の中で ISBD 区切り記号に触れない方針である。

### Ⅲ 本案の構成 (参照：別添資料①「表現形の属性の記録 (#2) の構成案」)

1. RDA は、表現形及び個別資料の属性の記録というセクションの下に、**Identifying Manifestations and Items** (第 2 章: 表現形及び個別資料の識別)、**Describing Carriers** (第 3 章: キャリアの記述)、**Providing Acquisition and Access Information** (第 4 章: 入手及びアクセス情報の提示) と配置している。本案ではこのように区別せず、FRBR モデルに従って、表現形 (#2) と個別資料 (#3) を立項して各規定を配置する構成とした。
2. 現 NCR とは異なり、RDA と同様に、資料の種類別の構成としていない。多様な種類の資料に対応できるよう横断的な構成とした。
3. 現 NCR とは異なり、RDA と同様に、エリア別ではなく、エレメントを列挙する構成とした。さらに、エレメントの下には、エレメント・サブタイプ (そのエレメントにおける種類による下位区分。例えば、タイトルにおける本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報等) 及びサブエレメント (そのエレメントの構成部分。例えば、出版表示における出版地、出版者、出版年) を配置している。なお、各エレメントを単に羅列するだけでは全体構成を把握しにくいとため、中間見出しや通則的規定を置いてエレメントをグルーピングして見せる工夫を施した。

### Ⅳ 本案の内容説明

#### 1. 通則 (#2.0)

(構成を属性総則 (#1) との切り分けを含め、検討中の段階である。)

#### 2. タイトル (#2.1)

- ①誤表示について、RDA はそのまま記録するが、本案でもその方法を本則とした (#2.1.0.4.1)。他方、正しい形に訂正して記録し、情報源の誤表示を注記として記録する方法を別法として規定した。
- ②日本の刊行物によく見られる、ルビや同義語による別の表現の併記 (「狂牛病対策マニュアル」の「狂牛病」に「BSE」が併記されている場合) 等への対応について、RDA に

はないが、本案独自の規定として設けた (#2.1.1.2.3 及び#2.1.1.2.4)。

- ③タイトルが言語・文字種の相違により複数ある場合、内容（コンテンツ）の言語に一致するタイトルを本タイトルとして採用する方法を本則とした (#2.1.1.2.6)。一方、日本の刊行物では、本タイトルとして選定するに相応しいタイトルがしばしば内容の言語と一致しないため、情報源での表示順序、配置、デザインを基に採用する別法を、RDA にはないが規定した。
- ④逐次刊行物、更新資料の部編について、RDA では全て従属タイトルとして記録する。平成 26 年度書誌調整連絡会議でも、著作においてこの問題に言及したが、本案でどのように扱うか、本タイトル、著作のタイトルいずれも未決のままである (#2.1.1.2.8Bc)。
- ⑤データ作成者が本タイトルを付与する場合 (devised title)、RDA では、角がっこに入れるなどせず、そのまま記録するように読み取れる。この方法を本則として規定した (#2.1.1.2.11 第 3 段落)。一方、従来の日本の慣行に合わせて、角がっこに入れるなどして記録する方法を別法とした。なお、本案では全般にわたって RDA に従い、いわゆる補記を行う際に、角がっこに入れる方法に限らず、何らかのコーディングによってこのことを示す方法を採用できるように規定している。
- ⑥「異形タイトル」(#2.1.5) として、本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報、先行タイトル、後続タイトル、キー・タイトル、略タイトル以外のタイトルを、識別又はアクセスのために重要なときに記録する。なお、JLA 目録委員会には、この規定はタイトルの最後に置くべきであるとする意見がある。
- ⑦「先行タイトル」(#2.1.6) として、更新資料の本タイトルが変化した場合の変化前のイテレーションにおける本タイトルを、識別又はアクセスのために重要なときに記録する。
- ⑧「後続タイトル」(#2.1.7) として、複数巻単行資料の本タイトルが変化した場合、又は逐次刊行物の本タイトルに軽微な変化があった場合の変化後の本タイトルを、識別又はアクセスのために重要なときに記録する。
- ⑨「キー・タイトル」(#2.1.8) は、現 NCR では「標準番号、入手条件に関する事項」として規定されていたが、本案では RDA に従ってタイトルの下に位置付けた。
- ⑩「略タイトル」(#2.1.9) として、データ作成機関又は他の機関 (ISSN 登録機関、抄録・索引サービス提供機関等) が作成する、省略した形のタイトルを記録する (例えば、「Jpn. j. disaster med.」と記録)。

### 3. 責任表示 (#2.2)

- ①複数の名称を含む責任表示について、全員を記録する規定を本則とした (#2.2.0.4.1)。他方、現在の慣行を踏襲し、限定して記録する方法を任意省略規定とした。
- ②役割を示す語句を情報源の表示のままに転記する規定を本則とした (#2.2.0.4.3)。他方、現在の慣行を踏襲し、著作は「著」、編集は「編」、翻訳は「訳」と省略して記録する方法を別法とした。

- ③責任表示のうち本タイトルに関係するものを「本タイトルに関係する責任表示」(#2.2.1)として規定した。RDA に従って、関係するエレメントを明らかにした名称とした。
- ④責任表示に相当する表示が言語・文字種の相違により複数ある場合、本タイトルと同一の言語・文字種の表示を責任表示として記録する方法を本則とした (#2.2.1.2.1)。しかし、日本の刊行物はしばしばコンテンツ（内容）が日本語であっても外国語のタイトルの方が顕著に表示され、これを本タイトルとして採用してもするが、責任表示は日本語で記録したいケースがある。そのため、RDA にはないが、コンテンツの言語に一致する表示を責任表示として記録する方法を別法として規定した。
- ⑤「本タイトルに関係する並列責任表示」(#2.2.2)として、本タイトルに関係する責任表示の異なる言語・文字種による表示を記録する。記録は任意である。

#### 4. 版表示 (#2.3)

- ①RDA の edition statement には「版表示」、designation of edition には「版次」、designation of a named revision of an edition には「付加的版次」という語を充てた。「版次」は、現 NCR の版表示に該当する。
- ②版次がアラビア数字以外の数字で情報源に表示されている場合、これを転記せず、アラビア数字で記録する別法を規定した (#2.3.0.4.1 別法)。
- ③現 NCR における記録の方法の別法を踏襲し、初版の版次を記録しないとする任意省略規定を設けた (#2.3.1.2 任意省略)。
- ④電子資料の異版の識別について、現 NCR では 1987 年版改訂 2 版が ISBD(ER)に準拠して設けた固有の規定を継続しているが、本案では RDA に従って設けていない。
- ⑤「並列版次」(#2.3.2)として、版次の異なる言語・文字種による表示を記録する。記録は任意である。
- ⑥「版に関係する並列責任表示」(#2.3.4)として、版に関係する責任表示の異なる言語・文字種による表示を記録する。記録は任意である。
- ⑦「並列付加的版次」(#2.3.6)として、付加的版次の異なる言語・文字種による表示を記録する。記録は任意である。
- ⑧「付加的版に関係する並列責任表示」(#2.3.8)として、付加的版に関係する責任表示の異なる言語・文字種による表示を記録する。記録は任意である。

#### 5. 逐次刊行物の順序表示 (#2.4)

- ①現 NCR を踏襲し、巻次、年月次ともに表示がない場合、出版年又は頒布年を年月次として記録するように規定した (#2.4.0.4.3)。しかし、巻次、年月次ともに表示がない資料については逐次刊行物として扱わないとするのが妥当であれば、この規定は削除する。
- ②複製については、従来のデータとの継続性や運用変更の際の影響範囲の広さを考慮し、原資料の順序表示を記録する方法を本則とした (#2.4.0.5)。複製自体の順序表示を記録

する RDA の規定は、別法とした。

- ③現 NCR では、「初号の巻次 = 初号の別方式の巻次 (初号の年月次)」のように区切り記号の使用方法を規定していたが、本案では、構文的側面は扱わないため、エレメント間の区切り記号を規定しない。

## 6. 出版表示・制作表示等 (#2.5~#2.9)

### (1) 全般

- ①以下の 5 エレメントは、現 NCR では「出版・頒布等に関する事項」というエリアにあるか、それから派生したものである。RDA ではそれぞれ別のエレメントとして独立して規定され、本案もこれに従ったが、「出版表示・制作表示等」という中間見出しを置き、見かけ上のグルーピングを行った。
- ②例えば、出版地と頒布地のように、「~地」、「~者」、「~年」については、同趣旨の規定の繰り返しとなることがある。そのような規定については、出版表示の規定を参照させる簡素な構成にしてはどうかとする意見がある。
- ③和古書・漢籍に関する規定は、今後さらに検討が必要である。

### (2) 出版表示 (#2.5)

- ①「出版地」(#2.5.1) について、RDA に従って、情報源に表示されているとおりに記録する規定を本則とした (#2.5.1.2)。他方、主に日本の地名について従来の目録慣行を踏襲するための別法を規定した。本案では、次のように記録する。

- ・情報源の表示： 奈良県磯城郡田原本町...
- 本則による記録： 奈良県磯城郡田原本町
- 別法による記録： 田原本町 (奈良県)
- ・情報源の表示： 横浜市港北区...
- 本則による記録： 横浜市
- 別法による記録： 横浜

ただし、本則と別法とを入れ替えてはどうかという意見が、JLA 目録委員会にある。その理由は、次のとおりである。出版地の表示について、欧米 (語) の資料では、情報源に従った転記に適していることが多い一方、日本 (語) の資料では、出版地 (住所表示) の語順において、第一の識別対象である市町村名が先頭に位置しない場合が多い。また、「市」を記録しない慣行が定着しており、識別上も問題がない。日本 (語) の資料については、転記の原則に忠実な方法を採用する場合、利用者にとってはかえって要点が目立たずに把握しにくい記録となる可能性がある。

- ②複数の出版地が表示されている場合、規定した順序に従って最初に記録するもののみがコア・エレメントである。現 NCR では一つだけを記録するが、本案では RDA に従って、一つと限っていない (#2.5.1.2.1)。日本の出版地を優先して記録する別法を設けた。

- ③「並列出版地」(#2.5.2)として、出版地の異なる言語・文字種による表示を記録する。記録は任意である。
- ④「出版者」(#2.5.3)について、現 NCR と同じく、レーベル名を出版者として扱うことができるように規定した(#2.5.3.1.1)。しかし、そのまま記録するか、角がっこに入れるなどして記録するか決定しておらず、記録の方法はまだ規定していない。
- ⑤複数の出版者が表示されている場合、規定した順序に従って最初に記録するもののみがコア・エレメントである。現 NCR では一つだけを記録するが、本案では RDA に従って、一つと限っていない(#2.5.3.2.2)。
- ⑥「並列出版者」(#2.5.4)として、出版者の異なる言語・文字種による表示を記録する。記録は任意である。
- ⑦「出版年」(#2.5.3)は、RDA の date of publication に対応するが、現 NCR の名称を継承した。しかし、月日も記録する場合があるため、エレメント名では「年」としながらも、条文中では原則として「日付」を使用した。
- ⑧出版年の記録の方法について、RDA に従って、情報源の表示どおりに記録する規定(ただし、アラビア数字に統一)を本則とした(#2.5.5.2)。この規定に従えば、現 NCR のように年までの記録に限定されないため、データ作成機関が決定した詳細度で(年、年月等)日付を記録できるように任意省略規定を設けた。しかし、JLA 目録委員会には、次の意見がある。欧米の資料では、月日まで表示されていないことが一般的である一方、日本の資料では、月日まで表示されることが多い。現 NCR では「年」までを記録するのが基本であり、RDA に従った本案の規定が適切か疑問である。また、月日まで記録する方法を本則とするならば、エレメント名は「出版日付」が適切ではないかと考える。
- ⑨出版年の記録の方法について、西暦で統一し、データ作成機関が定める形式で記録できるように別法を規定した(#2.5.5.2 別法)。本案では、次のように記録する。
- 情報源の表示： 平成 27 年 9 月  
本則による記録： 平成 27 年 9 月  
別法による記録： 2015.9
- ただし、JLA 目録委員会には、本則と別法を入れ替えられないかという意見がある。現 NCR が規定する西暦での記録が定着しており、また、「年」、「月」等の語が煩瑣な印象を与えるため、これを記録しない方法が望ましいと考えるからである。
- ⑩現 NCR を含む旧来の目録規則では、出版年が不明な場合、ハイフンを用いた記録(例えば、「[20--]」「[197-]」と記録)が認められていたが、RDA はこれを認めていない。本案ではまだ言及していないが、属性総則(#1)において検討が必要である。
- ⑪複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料の出版年が推定できない場合は、これを記録しない(#2.5.5.2B)。「[出版年不明]」と記録しない。

### (3) 頒布表示 (#2.6)

①「並列頒布地」(#2.6.2)として、頒布地の異なる言語・文字種による表示を記録する。  
記録は任意である。

②「並列頒布者」(#2.6.4)として、頒布者の異なる言語・文字種による表示を記録する。  
記録は任意である。

#### (4) 製作表示 (#2.7)

①RDA の **manufacture statement** に対応する。

②「並列製作地」(#2.7.2)として、製作地の異なる言語・文字種による表示を記録する。  
記録は任意である。

③「並列制作者」(#2.7.4)として、制作者の異なる言語・文字種による表示を記録する。  
記録は任意である。

#### (5) 制作表示 (#2.8)

①RDA の **production statement** に対応する。この「制作表示」は非刊行物の作製についての表示であり、「製作表示」が刊行物を対象としている点で異なる。なお、制作表示は RDA では出版表示より前に規定されているが、本案では刊行物に関するエレメントの後に配置する構成とした。

②エレメント名について、「制作」と「製作」は同音で字形が似ており、内容も類似することから紛らわしく、見直すべきとの意見がある。

③非刊行物でありながら、「逐次刊行物」、「複数巻単行資料」という用語を用いることに違和感があるという意見がある。また、「初号」等の語についても同様である。RDA は刊行物、非刊行物によって用語を使い分けていない。

④「並列制作地」(#2.8.2)として、制作地の異なる言語・文字種による表示を記録する。  
記録は任意である。

⑤「並列制作者」(#2.8.4)として、制作者の異なる言語・文字種による表示を記録する。  
記録は任意である。

#### (6) 著作権年 (#2.9)

①RDA の **copyright date** に対応する。一般に年で表示されることから、エレメント名には「年」を用いた。

②出版年とは独立して規定される。現 NCR とは異なり、出版年の表示がない場合に代わりに記録する位置づけではない。

③情報源において著作権年の冒頭に「©」、「®」が表示されている場合、RDA では認められていないが、現 NCR に従って、それぞれ「c」、「p」に置き換えて記録できるように規定した (#2.9.2)。

## 7. シリーズ表示 (#2.10)

- ① エレメント名は「シリーズ表示」だが、本案では範囲を広く「上位書誌レベルの表示」と捉え直している。なお、RDA には、体现形の属性の記録として **series statement**、全体・部分の関連の記録として **related works** 及び **related manifestation** という、複数の記録法が併存する。これについて、シリーズ表示と構造的な記述との相違は何か、との問題意識が JLA 目録委員会にある。
- ② 構成レベルにも十分に対応できる規定を考えて、構成レベルから見た「上位書誌レベルの表示」（例えば、雑誌記事の収録誌、論文の収録図書）は、このシリーズ表示に該当するように規定している。RDA では明確でないが、本案では体现形の属性の記録としても規定した。個別の記事が集合した特集記事も、記事を収録した雑誌もいずれも「シリーズ表示」となるが、このような扱いとすることに基本的に無理はないか（例えば、MARC 21 の両者の入力タグは異なっている）、なお検討が必要である。
- ③ 「シリーズ」という用語を定義するに当たり、RDA と同じく、終期の予定の有無を考えないものとする。現 NCR では、終期を予定していないものをシリーズ、刊行の完結を予定しているものをセットものとしているが、この区別は考慮しないことにした。
- ④ RDA の名称に従ったエレメント名を採用した。例えば、現 NCR の「本シリーズ名」は、RDA の **title proper of series** に従って「シリーズの本タイトル」に改称している。また、「下位シリーズ」は「サブシリーズ」に改称した。
- ⑤ サブシリーズがある場合、RDA に言及はないが、シリーズとの対応関係が分かるように記録することを規定した。さらに、複数のサブシリーズ間の上下関係が分かるように記録することも規定した (#2.10.0.4.1)。
- ⑥ シリーズの本タイトルの情報源について、優先順位の最上位を「本タイトルと同一の情報源 (... ただし、シリーズ・タイトル・ページ がある場合は、それを優先する。 )」と規定し (#2.10.1.1.2)、シリーズ・タイトル・ページ 単独では立項しなかった。RDA はシリーズ・タイトル・ページ を最上位としているが、和図書や非図書資料にはシリーズ・タイトル・ページ がないのが一般的だからである。しかし、JLA 目録委員会では、シリーズ・タイトル・ページ を切り出して、RDA と同じく優先順位の項目の最上位に置いてはどうかという意見がある。
- ⑦ 「シリーズの並列タイトル関連情報」 (#2.10.4) として、シリーズのタイトル関連情報の異なる言語・文字種による情報を記録する。記録は任意である。
- ⑧ 「シリーズに関する並列責任表示」 (#2.10.6) として、シリーズに関する責任表示の異なる言語・文字種による表示を記録する。記録は任意である。
- ⑨ シリーズ内番号が年月次とそれ細分をする番号から成る場合（例えば、「2008, no. 2」、「1997-1」）、両者の間に置く記号の記録の方法には触れていない (#2.10.8.2.1)。記号を統一すべきか、情報源の表示どおりに記録するのか分からないが、問題ないかという意見がある。



- ⑩「サブシリーズの並列タイトル関連情報」(#2.10.12)として、サブシリーズのタイトル関連情報の異なる言語・文字種による情報を記録する。記録は任意である。
- ⑪「サブシリーズに係る並列責任表示」(#2.10.14)として、シリーズに係る責任表示の異なる言語・文字種による表示を記録する。記録は任意である。

## 8. キャリアに関する事項 (#2.14～#2.33)

### (1) 全般

- ①RDA の Describing Carriers (第 3 章。キャリアの記述) に該当する。
- ②主に現 NCR の「形態に関する事項」に該当するが、「挿図、肖像、地図等」、「再生時間」等は表現形の属性 (#5) であるため、ここには含まれない。
- ③付属資料について、RDA と同じく、そのエレメントを設定しない。これを記録する場合、本体と等しく扱う (繰り返して記録する)。
- ④本案の特色の一つである多数の表の用語は、RDA にある用語を網羅している。さらに RDA がない日本の資料に特有の用語を独自に表に追加した規定がある。これらの用語については、対応する英語の用語を規定していない。
- ⑤和古書・漢籍に関する規定は、今後さらに検討が必要である。

### (2) 通則 (#2.14)

- ①キャリアに関する事項全体にわたる通則を独立して規定として置いているが、「キャリアに関する事項」というエレメントがあるわけではない。

### (3) 機器種別 (#2.15) 及びキャリア種別 (#2.16)

- ①機器種別及びキャリア種別については、RDA に対応しており、平成 25 年度書誌調整連絡会議に提示したものから特に変更はない。

### (4) 数量 (#2.17)

- ①冊子を除き、キャリアの種類を示す用語＋ユニット数の形で記録するのが基本である (例えば、「カード 4 枚」と記録) (#2.17.0.2)。また、RDA に従って、下位ユニットの記録についての規定を詳細にした (#2.17.0.2.1)。「ユニット」及び「下位ユニット」は用語解説が必要である。
- ②日本語の特性から、RDA にはない助数詞の規定を設けた (#2.17.0.2)。
- ③ページ数の単位について、目録用言語が日本語のとき「p」と記録する方法を本則として規定した (#2.17.1.1.1)。略語を不使用とする RDA の考え方に反するが、現在の目録慣行を継承したものである。RDA の趣旨を踏まえた規定として「ページ」と記録する方法を別法として規定した。
- ④ユニット数とともに記録する資料の種類を表す用語において、日本の資料に特有の用語を表に追加した (楽譜における「合奏譜」(#2.17.2)、静止画における「墨跡」(#2.17.4))。

- ⑤一枚ものの地図は RDA に従って、「図数」を記録する (#2.17.3)。一方、現 NCR の規定を継承し、シートの「枚数」を記録する方法を別法とした。

#### (5) 大きさ (#2.18)

- ①各キャリア種別の大きさの条項の順序について、RDA はアルファベット順に配置している。しかし、本案では五十音順とはせず、冊子を先頭に、機器不用のキャリア、複数の機器種別にありうる種類、単一の機器種別と思われる種類の順に並べている (#2.18.0.2.1A~#2.18.0.2.1O)。しかし、JLA 目録委員会にはこの順序を疑問とする意見があり、検討の余地がある。
- ②高さ 10cm 未満の冊子について、RDA ではミリメートルで記録するが、本案では現 NCR を踏襲し、センチメートルの単位で小数点以下 1 桁まで記録する (#2.18.0.2.1A)。
- ③ビデオカセット、ビデオ・カートリッジについて、テープの幅を計測する方法が本則である。他方、テープの幅を計測するのは困難な場合に備え、RDA にはないが、カセット、カートリッジの外形の寸法だけを記録できる別法を規定した (#2.18.0.2.1G 別法 c)及び #2.18.0.2.1H 別法 c)。
- ④一枚ものの地図は RDA に従って、「図の大きさ」を記録する (#2.18.1)。一方、現 NCR の規定を継承し、「キャリア (シート) の大きさ」を記録する方法を別法とした。これは、数量の本則、別法の関係 ((4)⑤) に呼応するものとして考えている。

#### (6) その他のエレメント (#2.19~#2.33)

- ①RDA は、これまで注記やその他の形態的細目としてまとめて扱われていた諸要素を細分化し、独立したエレメントとして新たに設定している。これによって、データの機械可読性が高まる。本案も RDA に従ったエレメントを設定している。いずれも記録は任意である。
- ②RDA にはない日本の資料に特有の用語を表に追加した規定がある。例えば、「基底材」(#2.19) では、「和紙」を追加した。「付加材」(#2.20) では、現 NCR の「墨彩」、「泥彩」を継承し、「墨」、「泥」を追加した。
- ③「書型または判型」(#2.25) では、和古書に用いるため、RDA にはない表を独自に追加した。

#### 9. 用語及び句読法・記号法の問題

- ①「記録する」(record) と「転記する」(transcribe) の使い分けについて (本案では一部を除き「記録する」に統一)、今後の RDA の改訂動向も踏まえて再検討する余地がある。
- ②「コンテンツ」という語を使用している (例えば、「コンテンツと異なる言語・文字種」) が、主題に関わる意味を想起させるなどの問題がなければ「内容」に置き換える。

- ③新 NCR は、規定の中で ISBD 区切り記号に触れない方針である。しかし、本案では、分かりやすさのために、例示に ISBD 区切り記号を用いているものがあり、この方針は徹底していない。例示の表し方については、引き続き検討する必要がある。

体現形の属性の記録 (#2) の構成案

[凡例]

- ・太字は、RDA のエレメント。細字は、●を付したものがエレメント・サブタイプ、○を付したものがサブエレメント。斜体はそれ以外の規定。< >は、中間見出し。
- ・条項名の右の[番号]は、RDA の条項番号。
- ・網掛けは、平成 27 年度書誌調整連絡会議に提示していないもの。

- #2.0 通則
- #2.1 タイトル [2.3]
- #2.1.1 ●本タイトル [2.3.2]
- #2.1.2 ●並列タイトル [2.3.3]
- #2.1.3 ●タイトル関連情報 [2.3.4]
- #2.1.4 ●並列タイトル関連情報 [2.3.5]
- #2.1.5 ●異形タイトル [2.3.6]
- #2.1.6 ●先行タイトル [2.3.7]
- #2.1.7 ●後続タイトル [2.3.8]
- #2.1.8 ●キー・タイトル [2.3.9]
- #2.1.9 ●略タイトル [2.3.10]
- #2.2 責任表示 [2.4]
- #2.2.1 ○本タイトルに関する責任表示 [2.4.2]
- #2.2.2 ○本タイトルに関する並列責任表示 [2.4.3]
- #2.3 版表示 [2.5]
- #2.3.1 ○版次 [2.5.2]
- #2.3.2 ○並列版次 [2.5.3]
- #2.3.3 ○版に関する責任表示 [2.5.4]
- #2.3.4 ○版に関する並列責任表示 [2.5.5]
- #2.3.5 ○付加的版次 [2.5.6]
- #2.3.6 ○並列付加的版次 [2.5.7]
- #2.3.7 ○付加的版に関する責任表示 [2.5.8]
- #2.3.8 ○付加的版に関する並列責任表示 [2.5.9]
- #2.4 逐次刊行物の順序表示 [2.6]
- #2.4.1 ●初号の巻次 [2.6.2]
- #2.4.2 ●初号の年月次 [2.6.3]
- #2.4.3 ●終号の巻次 [2.6.4]
- #2.4.4 ●終号の年月次 [2.6.5]
- #2.4.5 ●初号の別方式の巻次 [2.6.6]
- #2.4.6 ●初号の別方式の年月次 [2.6.7]
- #2.4.7 ●終号の別方式の巻次 [2.6.8]
- #2.4.8 ●終号の別方式の年月次 [2.6.9]
- <#2.5~#2.9 出版表示・制作表示等>
- #2.5 出版表示 [2.8]
- #2.5.1 ○出版地 [2.8.2]
- #2.5.2 ○並列出版地 [2.8.3]

- #2.5.3      ○出版者      [2.8.4]  
 #2.5.4      ○並列出版者   [2.8.5]  
 #2.5.5      ○出版年      [2.8.6]  
**#2.6**      **頒布表示**   [2.9]  
 #2.6.1      ○頒布地      [2.9.2]  
 #2.6.2      ○並列頒布地   [2.9.3]  
 #2.6.3      ○頒布者      [2.9.4]  
 #2.6.4      ○並列頒布者   [2.9.5]  
 #2.6.5      ○頒布年      [2.9.6]  
**#2.7**      **製作表示**   [2.10]  
 #2.7.1      ○製作地      [2.10.2]  
 #2.7.2      ○並列製作地   [2.10.3]  
 #2.7.3      ○製作者      [2.10.4]  
 #2.7.4      ○並列製作者   [2.10.5]  
 #2.7.5      ○製作年      [2.10.6]  
**#2.8**      **制作表示**   [2.7]  
 #2.8.1      ○制作地      [2.7.2]  
 #2.8.2      ○並列制作地   [2.7.3]  
 #2.8.3      ○制作者      [2.7.4]  
 #2.8.4      ○並列制作者   [2.7.5]  
 #2.8.5      ○制作年      [2.7.6]  
**#2.9**      **著作権年**   [2.11]  
**#2.10**     **シリーズ表示** [2.12]  
 #2.10.1     ○シリーズの本タイトル   [2.12.2]  
 #2.10.2     ○シリーズの並列タイトル   [2.12.3]  
 #2.10.3     ○シリーズのタイトル関連情報   [2.12.4]  
 #2.10.4     ○シリーズの並列タイトル関連情報   [2.12.5]  
 #2.10.5     ○シリーズに関する責任表示   [2.12.6]  
 #2.10.6     ○シリーズに関する並列責任表示   [2.12.7]  
 #2.10.7     ○シリーズの ISSN   [2.12.8]  
 #2.10.8     ○シリーズ内番号   [2.12.9]  
 #2.10.9     ○サブシリーズの本タイトル   [2.12.10]  
 #2.10.10    ○サブシリーズの並列タイトル   [2.12.11]  
 #2.10.11    ○サブシリーズのタイトル関連情報   [2.12.12]  
 #2.10.12    ○サブシリーズの並列タイトル関連情報   [2.12.13]  
 #2.10.13    ○サブシリーズに関する責任表示   [2.12.14]  
 #2.10.14    ○サブシリーズに関する並列責任表示   [2.12.15]  
 #2.10.15    ○サブシリーズの ISSN   [2.12.16]  
 #2.10.16    ○サブシリーズ内番号   [2.12.17]  
 #2.11      *下位レベルの記録*      ※RDA にはない。  
 #2.12      **刊行方式**      [2.13]  
 #2.13      **刊行頻度**      [2.14]  
 #2.14      *キャリアに関する事項の記録*      ※通則的規定。エレメントではない。  
 <#2.15～#2.33 キャリアに関する各事項>  
 #2.15      **機器種別**      [3.2]

- #2.16 キャリア種別 [3.3]
- #2.17 数量 [3.4]
  - <#2.17.1～#2.17.5 各種の資料の数量>
  - #2.17.1 ●テキストの数量 [3.4.5]
  - #2.17.2 ●楽譜の数量 [3.4.3]
  - #2.17.3 ●地図資料の数量 [3.4.2]
  - #2.17.4 ●静止画の数量 [3.4.4]
  - #2.17.5 ●三次元資料の数量 [3.4.6]
- #2.18 大きさ [3.5]
  - <#2.18.1～#2.18.2 各種の資料の大きさ>
  - #2.18.1 ●地図等の大きさ [3.5.2]
  - #2.18.2 ●静止画の大きさ [3.5.3]
- #2.19 基底材 [3.6]
  - #2.19.0.3 基底材の詳細 [3.6.1.4]
- #2.20 付加材 [3.7]
  - #2.20.0.3 付加材の詳細 [3.7.1.4]
    - #2.20.1 ●マイクロフィルム・マイクロフィッシュの乳剤 [3.7.2]
    - #2.20.1.1 マイクロフィルム・マイクロフィッシュの乳剤の詳細 [3.7.2.4]
- #2.21 マウント [3.8]
  - #2.21.0.3 マウントの詳細 [3.8.1.4]
- #2.22 制作手段 [3.9]
  - #2.22.0.3 制作手段の詳細 [3.9.1.4]
    - <#2.22.1～#2.22.2 各種の資料の制作手段>
    - #2.22.1 ●書写資料の制作手段 [3.9.2]
      - #2.22.1.1 書写資料の制作手段の詳細 [3.9.2.4]
    - #2.22.2 ●触知資料の制作手段 [3.9.3]
      - #2.22.2.1 触知資料の制作手段の詳細 [3.9.3.4]
- #2.23 世代 [3.10]
  - <#2.23.1～#2.23.5 各種の資料の世代>
  - #2.23.1 ●映画フィルムの世代 [3.10.5]
    - #2.23.1.1 映画フィルムの世代の詳細 [3.10.5.4]
  - #2.23.2 ●デジタル資料の世代 [3.10.3]
    - #2.23.2.1 デジタル資料の世代の詳細 [3.10.3.4]
  - #2.23.3 ●ビデオテープの世代 [3.10.6]
    - #2.23.3.1 ビデオテープの世代の詳細 [3.10.6.4]
  - #2.23.4 ●マイクロ資料の世代 [3.10.4]
    - #2.23.4.1 マイクロ資料の世代の詳細 [3.10.4.4]
  - #2.23.5 ●録音資料の世代 [3.10.2]
    - #2.23.5.1 録音資料の世代の詳細 [3.10.2.4]
- #2.24 レイアウト [3.11]
  - #2.24.0.3 レイアウトの詳細 [3.11.1.4]
- #2.25 書型または判型 [3.12]
  - #2.25.0.3 書型または判型の詳細 [3.12.1.4]
- #2.26 フォント・サイズ [3.13]
  - #2.26.0.3 フォント・サイズの詳細 [3.13.1.4]

- #2.27 極性 [3.14]
- #2.27.0.3 極性の詳細 [3.14.1.4]
- #2.28 縮率 [3.15]
- #2.28.0.3 縮率の詳細 [3.15.1.4]
- #2.29 録音の特性 [3.16]
- #2.29.0.3 録音の特性の詳細 [3.16.1.4]
- #2.29.1 ●録音の方式 [3.16.2]
- #2.29.1.1 録音の方式の詳細 [3.16.2.4]
- #2.29.2 ●録音の手段 [3.16.3]
- #2.29.2.1 録音の手段の詳細 [3.16.3.4]
- #2.29.3 ●再生速度 [3.16.4]
- #2.29.3.1 再生速度の詳細 [3.16.4.4]
- #2.29.4 ●音溝の特性 [3.16.5]
- #2.29.4.1 音溝の特性の詳細 [3.16.5.4]
- #2.29.5 ●フィルムのトラック構成 [3.16.6]
- #2.29.5.1 フィルムのトラック構成の詳細 [3.16.6.4]
- #2.29.6 ●テープのトラック構成 [3.16.7]
- #2.29.6.1 テープのトラック構成の詳細 [3.16.7.4]
- #2.29.7 ●再生チャンネル [3.16.8]
- #2.29.7.1 再生チャンネルの詳細 [3.16.8.4]
- #2.29.8 ●特定の再生仕様 [3.16.9]
- #2.29.8.1 特定の再生仕様の詳細 [3.16.9.4]
- #2.30 映画フィルムの映写特性 [3.17]
- #2.30.0.3 映画フィルムの映写特性の詳細 [3.17.1.4]
- #2.30.1 ●映写方式 [3.17.2]
- #2.30.1.1 映写方式の詳細 [3.17.2.4]
- #2.30.2 ●映写速度 [3.17.3]
- #2.30.2.1 映写速度の詳細 [3.17.3.4]
- #2.31 ビデオの特性 [3.18]
- #2.31.0.3 ビデオの特性の詳細 [3.18.1.4]
- #2.31.1 ●ビデオ・フォーマット [3.18.2]
- #2.31.1.1 ビデオ・フォーマットの詳細 [3.18.2.4]
- #2.31.2 ●テレビ放送の標準方式 [3.18.3]
- #2.31.2.1 テレビ放送の標準方式の詳細 [3.18.3.4]
- #2.32 デジタル・ファイルの特性 [3.19]
- #2.32.0.3 デジタル・ファイルの特性の詳細 [3.19.1.4]
- #2.32.1 ●ファイル種別 [3.19.2]
- #2.32.1.1 ファイル種別の詳細 [3.19.2.4]
- #2.32.2 ●デジタル・コンテンツ・フォーマット [3.19.3]
- #2.32.2.1 デジタル・コンテンツ・フォーマットの詳細 [3.19.3.4]
- #2.32.3 ●ファイル・サイズ [3.19.4]
- #2.32.4 ●解像度 [3.19.5]
- #2.32.5 ●リージョン・コード [3.19.6]
- #2.32.6 ●ビットレート [3.19.7]
- #2.32.7 ●地図資料のデジタル表現 [3.19.8]

- #2.32.7.1 地図資料のデジタル表現の詳細 [3.19.8.4]
- #2.33 装置・システム要件 [3.20]
- #2.34 体現形の識別子 [2.15] ※#2.34 以下の並び順は未決定。また、エレメント・サブタイプは記載していない。
- #2.35 入手条件 [4.2]
- #2.36 連絡先情報 [4.3]
- #2.37 アクセス制限 [4.4] ※個別資料との整理が必要。
- #2.38 利用制限 [4.5] ※個別資料との整理が必要。
- #2.39 URL [4.6]
- #2.40 優先引用形 [2.16]
- #2.41 体現形に関する注記 [2.17] [3.21]



新しい『日本目録規則』素案に基づく書誌データの作成について

- ・ 新しい『日本目録規則』（以下「新 NCR」という。）素案に従って作成した書誌データ及び典拠データ例を、別添資料②「新しい『日本目録規則』素案に基づく書誌データ事例」に示す。
- ・ Resource Description and Access :RDA（以下「RDA」という。）に従った例及び『日本目録規則 1987 年版改訂 3 版』（以下「現 NCR」という。）の国立国会図書館（以下「NDL」という。）による現在の運用に則った例と比較した。
- ・ MARC21 フォーマットに記録したイメージである。
- ・ 新 NCR 案による例において、(1) 表現形に該当するエレメントは、「表現形の主な規定の条文案（素案）」に従って作成した。なお、一部に条文案を提示していないエレメントがあるが、例は仮に示したものである。(2) 典拠形アクセス・ポイント及び典拠データは、平成 26 年度書誌調整連絡会議に提示した典拠形アクセス・ポイント関連条文案（素案）<sup>1</sup>の規定に従って作成した。(3) 関連に該当するエレメントの条文案は未検討であり、例は仮に示したものである。
- ・ NDL が新 NCR を適用するに当たって、実際にこのように記録するとは限らない。
- ・ 現 NCR に基づき作成した書誌データは、必ずしも現在の NDL の書誌データと厳密に一致しているとは限らない。
- ・ 主題に関するエレメントや管理関係のタグなどは割愛した。
  
- ・ 同一著作に対する原書と複数の翻訳書の書誌データについて、Functional Requirements for Bibliographic Records :FRBR モデルで表現した例を、別添資料③に示す。
  
- ・ 記述対象資料
  - Kipling, Rudyard, 1865-1936. Kim. London. Macmillan and Co., Limited, 1901. 413p.
  - ラディヤード・キップリング著. 宮西豊逸訳. キム. 三笠書房, 1952. 269p.
  - ラドヤード・キプリング著. 斎藤兆史訳. 少年キム. 晶文社, 1997.6. 313p.
  - ラドヤード・キプリング著. 斎藤兆史訳. 少年キム. 筑摩書房, 2010.3. 532p.
  
- ・ 参考文献等
  - RDA Toolkit.  
<<https://access.rdatoolkit.org/>>
  - Library of Congress. LC RDA core elements, revised April 9, 2015.  
<[https://www.loc.gov/aba/rda/pdf/core\\_elements.pdf](https://www.loc.gov/aba/rda/pdf/core_elements.pdf)>
  - Library of Congress. MARC Documentation.  
<<https://www.loc.gov/marc/marcdocz.html>>
  - Barbara B. Tillett, Library of Congress 著. 酒井由紀子, 鹿島みづき, 越塚美加共訳. RDA 資源の記述とアクセス. 樹村房, 2014.10. 383p.
  - 上田修一, 蟹瀬智弘著. RDA 入門. 日本図書館協会, 2014.2. 205p.

<sup>1</sup> [http://www.ndl.go.jp/jp/data/basic\\_policy/conference/bib\\_h26\\_ndlresume1-2.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/data/basic_policy/conference/bib_h26_ndlresume1-2.pdf)

【別添資料②】 新しい『日本目録規則』素案に基づく書誌データ事例

【凡例】

- ・網掛けしたエレメントは、体現形である。
- ・エレメント名の冒頭に●があるものは、コア・エレメントである。
- ・太枠は新 NCR に基づき作成したデータ（新 NCR①、新 NCR②）の相違箇所（本則、別法などの相違による）である。
- ・AP は、アクセス・ポイントの略である。
- ・インディケータは、一部を除き割愛した。サブフィールドも割愛したものがある。

1 書誌データ

※記述対象資料：ラドヤード・キプリング 著；斎藤兆史 訳。少年キム。筑摩書房，2010.3. 532p；ISBN 978-4-480-42691-8（NDL-OPAC の引用形式に拠る）

エレメント (#は、新 NCR 条項番号)	MARC 21 タグ	RDA <sup>*1</sup> (類似の LC のデータを参考 に作成)	新 NCR① <sup>**2</sup> (体現形には RDA に近い運用を 選択)	新 NCR② <sup>**3</sup> (体現形には NDL の現在の運用に 近い規定を選択)	現 NCR (NDL のデータを基に 作成)	備考
●体現形の識別子(#2.34)： 入手条件(#2.35)	020	a 978-4-480-42691-8 :  c 1300 円	a 978-4-480-42691-8 :  c 1300 円	a 978-4-480-42691-8 :  c 1300 円	a 978-4-480-42691-8 :  c 1300 円	実際の LC のデータでは、ISBN のハイフンは含まれていない。
表現形の言語(#5.3)	041	a jpn  h eng	a jpn  h eng	a jpn  h eng	a jpn  h eng	a が翻訳の言語。  h が原文の言語。
●体現形から 表現形への 関連(#42) / ●表現形に 対する典拠形 AP(#23.1) <sup>**4</sup>	●作成者(#44) ●著作の優先 タイトル(#4.1). ●表現形の言 語(#5.3)	100  a Kipling, Rudyard,  d 1865-1936,  e author.	a Kipling, Rudyard,  d 1865-1936,  e 著者.	a キプリング, ラドヤード,  d 1865-1936,  e 著者.		新 NCR の関連指示子 (e) は 未検討。
●本タイトル(#2.1.1) = 並列タイト ル(#2.1.2) / ●本タイトルに関する責任表 示(#2.2.1)	245	a 少年キム =  b Kim /  c ラドヤード・キプリング ; 斎藤兆史訳.	a 少年キム =  b Kim /  c ラドヤード・キプリング ; 斎藤兆史訳.	a 少年キム =  b Kim /  c ラドヤード・キプリング ; 斎藤兆史訳.	a 少年キム /  c ラドヤード・キプリン グ 著 ; 斎藤兆史 訳.	新 NCR の値については、情 報源(タイトル・ページ)の表 示を転記。
	260				a 東京 :  b 筑摩書房,  c 2010.3.	
●出版表示(#2.8) (出版地 : 出版者, 出版年)	264 1	a 東京都台東区 :  b 筑摩書房,  c 2010.	a 東京都台東区 :  b 筑摩書房,  c 2010 年 3 月 10 日.	a 東京 :  b 筑摩書房,  c 2010.		情報源(奥付)の表示は、そ れぞれ以下のとおり。 「東京都台東区」「二〇一〇 年三月十日 第一刷発行」 新 NCR の出版年 (c) は、年 月日の詳細度を各機関に委 ねる任意規定を設けている ため、必ずしもこの形では ない(例:  c 2010.3)。
●数量(#2.17) ; 大きさ(#2.18)	300	a 532△pages ;  c 15△cm.	a 532 ページ ;  c 15△cm.	a 532△p ;  c 15△cm.	a 532p ;  c 15cm.	△は、半角スペースを表 す。
●表現種別(#5.1)	336	a text  2 rdacontent	a テキスト  2 ncrcontentj	a テキスト  2 ncrcontentj		新 NCR の  a の値は、 2 の値 (架空)により、NCR で規定 する日本語の統制語彙であ ることを明示。
機器種別(#2.15)	337	a unmediated  2 rdamedia	a 機器不用  2 ncrmediaj	a 機器不用  2 ncrmediaj		同上
●キャリア種別(#2.16)	338	a volume  2 rdacarrier	a 冊子  2 ncrcarrierj	a 冊子  2 ncrcarrierj		同上
●シリーズの本タイトル(#2.10.1) ; ●シリーズ内番号(#2.10.8)	490	a ちくま文庫 ;  v き 31-1	a ちくま文庫 ;  v き 31-1	a ちくま文庫 ;  v き 31-1	a ちくま文庫 ;  v き 31-1	
	500				a 原タイトル: Kim.	
関連する表現形(#44)	500	a Revision of: 少年キム / ラドヤード・キプリング 著 ; 斎藤兆史訳. 東京都 千代田区 : 晶文社, 1997.	a 晶文社 1997 年刊の加筆訂正.	a 晶文社 1997 年刊の加筆訂正.	a 晶文社 1997 年刊の 加筆訂正.	注記として記録。 新 NCR の関連の素案は未 検討。
	700				a Kipling, Rudyard,  d 1865-1936	
寄与者(#44)	700	a 斎藤, 兆史,  e translator.	a 斎藤, 兆史,  e 訳者.	a 斎藤, 兆史,  e 訳者.	a 斎藤, 兆史	新 NCR の関連指示子 (e) は 未検討。
関連する表現形(#44)	700	i translation of:  a Kipling, Rudyard, 1865- 1936.  t Kim.	i 翻訳元:  a Kipling, Rudyard, 1865-1936.  t Kim.	i 翻訳元:  a Kipling, Rudyard, 1865-1936.  t Kim.		新 NCR の関連指示子 (i) は 未検討。 LC の運用も未確定と思わ れる。
	740				a Kim.	

## [別添資料②] 新しい『日本目録規則』素案に基づく書誌データ事例

エレメント (#は、新 NCR 条項番号)	MARC 21 タグ	RDA <sup>※1</sup> (類似の LC のデータを参考に 作成)	新 NCR <sup>①</sup> <sup>※2</sup> (体現形には RDA に近い運用を 選択)	新 NCR <sup>②</sup> <sup>※3</sup> (体現形には NDL の現在の運用に 近い規定を選択)	現 NCR (NDL のデータを基に 作成)	備考
(読み)	880		6 245-01/\$1  a ショウネン キム.	6 245-01/\$1  a ショウネン キム.	6 245-01/\$1  a ショウネン キム.	NDL の運用を基にしている (一部割愛)。
	880		6 245-01/(B  a Shonen kimu.	6 245-01/(B  a Shonen kimu.	6 245-01/(B  a Shonen kimu.	
	880		6 264-02/\$1  b チクマ ショボウ.	6 264-02/\$1  b チクマ ショボウ.	6 260-02/\$1  b チクマ ショボウ.	
	880		6 264-02/(B  b Chikuma shobo.	6 264-02/(B  b Chikuma shobo.	6 260-02/(B  b Chikuma shobo.	
	880		6 490-03/\$1  a チクマ ブンコ ;  v キ-31-1	6 490-03/\$1  a チクマ ブンコ ;  v キ-31-1	6 490-03/\$1  a チクマ ブンコ ;  v キ-31-1	
	880		6 490-03/(B  a Chikuma bunko ;  v Ki-31-1	6 490-03/(B  a Chikuma bunko ;  v Ki-31-1	6 490-03/(B  a Chikuma bunko ;  v Ki-31-1	
	880		6 700-04/(B  a Saito, Yoshifumi	6 700-04/(B  a Saito, Yoshifumi	6 700-04/(B  a Saito, Yoshifumi	
	880		6 700-04/\$1  a サイトウ, ヨシフミ	6 700-04/\$1  a サイトウ, ヨシフミ	6 700-04/\$1  a サイトウ, ヨシフミ	

※1 比較のため、LC のデータでは 880 に記録されている値を基に作成した。

※2 典拠形 AP の優先言語を、原語形とした例である。優先言語を日本語形とした例も考えられる。

※3 典拠形 AP の優先言語を、日本語形とした例である。優先言語を原語形とした例も考えられる。

※4 表現形を表さない場合は、「体現形から著作の関連」となり、「著作に対する典拠形 AP」となる。

## 【別添資料②】 新しい『日本目録規則』素案に基づく書誌データ事例

## 2-1 典拠データ (個人)

※対象: Rudyard Kipling

エレメント (#は、新 NCR 条項番号)	MARC 21 タグ	RDA (LC のデータ※5)	新 NCR① (優先言語: 原語形(本則))	新 NCR② (優先言語: 日本語形(別法))	現 NCR (NDL データ※6を基に作成)	備考
生年(#6.3.3.1). 没年(#6.3.3.2)	046	f 1865-12-30  g 1936-01-18  2 edtf	f 1865  g 1936	f 1865  g 1936	f 1865  g 1936	同名異人を判別する場合は、コア・エレメント。
(個人に対する典拠形 AP) ●個人の優先名称(#6.1). ●生年(#6.3.3.1). ●没年(#6.3.3.2)	100	a Kipling, Rudyard,  d 1865-1936	a Kipling, Rudyard,  d 1865-1936	a キプリング, ラドヤード,  d 1865-1936	a Kipling, Rudyard,  d 1865-1936	
出生地(#6.10). 死没地(#6.11). 個人と結びつく国(#6.12)	370	a Bombay (India)  b London (England)  c India  c Great Britain  2 naf	a ボンベイ  b ロンドン  c インド  c イギリス  2 ndla	a ボンベイ  b ロンドン  c インド  c イギリス  2 ndla		新 NCR の  a  b  c の値は、いずれも NDL の典拠に基づく語彙( 2 ndla)を使用。
(RDA: 専門分野)	372	a Fiction  a Poetry  2 lcsh				
職業・専門分野(#6.5) (RDA: 職業)	374	a Authors  a Novelists  a Poets  2 lcsh	a 作家  a 小説家  a 詩人  2 ndla	a 作家  a 小説家  a 詩人  2 ndla		同名異人を判別する場合は、コア・エレメント。 新 NCR の  a の値は、NDL の典拠に基づく語彙( 2 ndla)を使用。
性別(#6.9)	375	a male	a 男性	a 男性		
個人の言語(#6.16)	377	a eng	a eng	a eng		
(個人に対する異形 AP) 異形名称(#6.2)など	400	a Kipling, R.  q (Rudyard),  d 1865-1936	a キップリング, ラドヤード,  d 1865-1936	a キップリング, ラドヤード,  d 1865-1936	a キップリング, ラドヤード	
(個人に対する異形 AP) 異形名称(#6.2)など	400	a Kipling, Joseph Rudyard,  d 1865-1936	a キプリング, ラドヤード,  d 1865-1936	a Kipling, Rudyard,  d 1865-1936	a キプリング, ラドヤード	
(個人に対する異形 AP) 異形名称(#6.2)など	400	a Киплинг Редьярд  d 1865-1936	a Kipling, Joseph Rudyard,  d 1865-1936	a Kipling, Joseph Rudyard,  d 1865-1936	a Kipling, Joseph Rudyard	
出典(#6.23)	670	a Kim, 1902.	a ジャングル・ブック, 1913	a ジャングル・ブック, 1913	a ジャングル・ブック, 1913	
出典(#6.23)	670	a The Kipling papers, 1979, c1980:  b t.p. (Joseph Rudyard Kipling, 1865-1936)	a LCCN: n79103792	a LCCN: n79103792	a LCCN: n79103792	

※5 <http://id.loc.gov/authorities/names/n79103792>※6 <http://id.ndl.go.jp/auth/ndlna/00445744>

## 2-2 典拠データ (著作・表現形)

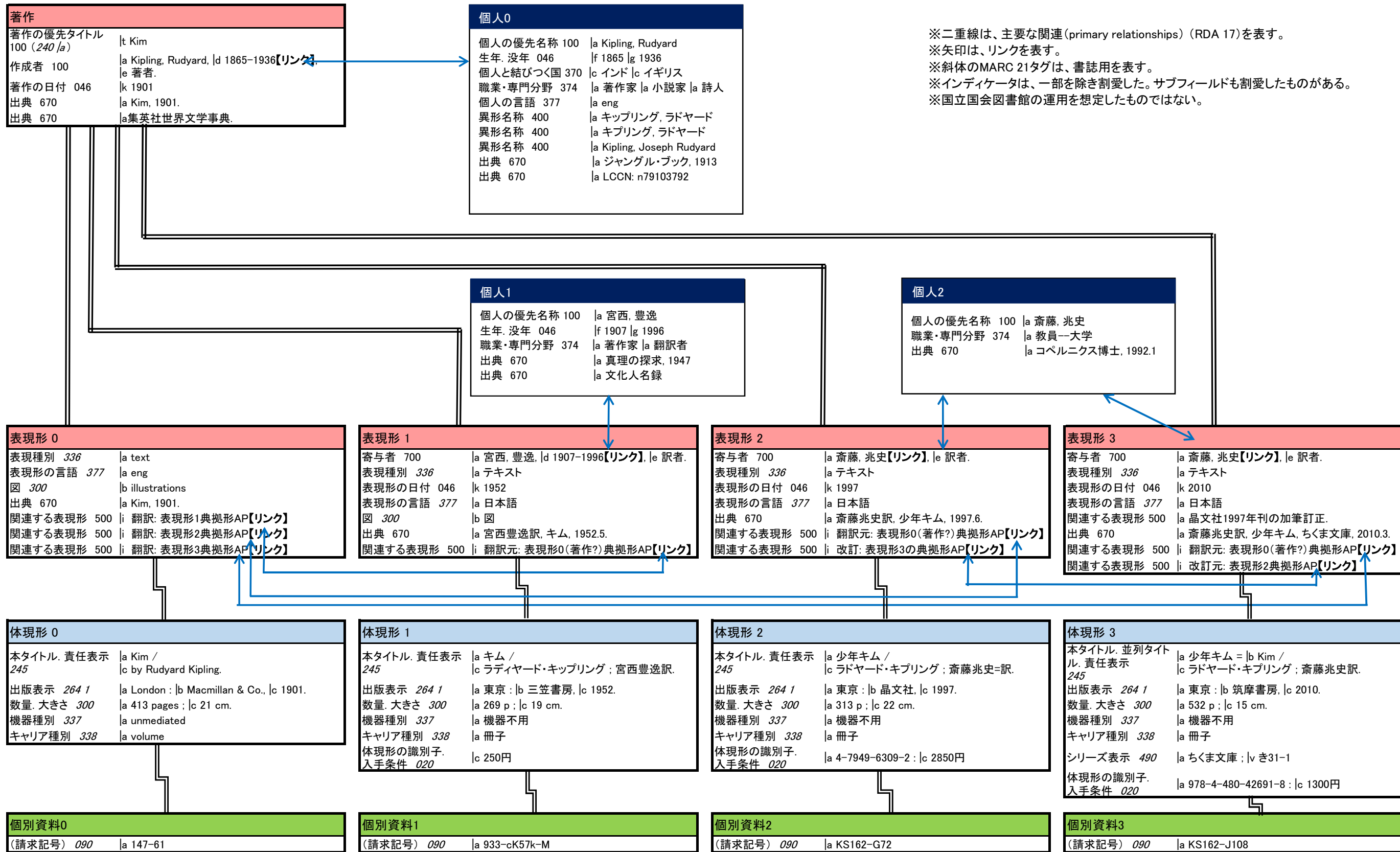
※NDL では運用実績なし。

エレメント	MARC 21 タグ	新 NCR① (優先言語: 原語形(本則))	新 NCR② (優先言語: 日本語形(別法))	備考
(表現形に対する典拠形 AP) (#23.1) 個人に対する典拠形 AP(#26.1). ●著作の優先タイトル(#4.1). ●表現形の言語(#5.3)	100	a Kipling, Rudyard,  d 1865-1936.  t Kim.  l 日本語	a キプリング, ラドヤード,  d 1865-1936.  t キム.  l 日本語	表現形の言語までを付加した例※7
(表現形に対する異形 AP) (#23.2) 個人に対する典拠形 AP(#26.1). 著作の異形タイトル(#4.2)など	400	a Kipling, Rudyard,  d 1865-1936.  t キム	a キプリング, ラドヤード,  d 1865-1936.  t Kim	
(表現形に対する異形 AP) (#23.2) 個人に対する典拠形 AP(#26.1). 著作の異形タイトル(#4.2)など	400	a Kipling, Rudyard,  d 1865-1936.  t 少年キム	a キプリング, ラドヤード,  d 1865-1936.  t 少年キム	
出典(#4.11)	670	宮西豊逸訳, キム, 1952.5.	宮西豊逸訳, キム, 1952.5.	
出典(#4.11)	670	斎藤兆史訳, 少年キム, 1997.6.	斎藤兆史訳, 少年キム, 1997.6.	

※7 平成 26 年度書誌調整連絡会議では、全てに表現種別 (|h) を付加する案も示された (表現種別はあらゆる表現形に共通して第一義的に存在するため)。その案に従えば、表現形に対する典拠形 AP は次のようになる。

新 NCR① 「|a Kipling, Rudyard, |d 1865-1936. |t Kim. |h テキスト. |l 日本語」

新 NCR② 「|a キプリング, ラドヤード, |d 1865-1936. |t キム. |h テキスト. |l 日本語」



※二重線は、主要な関連(primary relationships) (RDA 17)を表す。  
 ※矢印は、リンクを表す。  
 ※斜体のMARC 21タグは、書誌用を表す。  
 ※インディケータは、一部を除き割愛した。サブフィールドも割愛したものがある。  
 ※国立国会図書館の運用を想定したものではない。

※Joint Steering Committee(JSC)により、RDAを適用するための3つのシナリオが提示されている。  
 Tom Delsey, RDA Database Implementation Scenarios. 2009.7. <<http://www.rda-jsc.org/docs/5editor2rev.pdf>>  
 ・シナリオ1: 実体ごとにレコードを作成し、相互に関連付ける(リンクする)。  
 ・シナリオ2: 書誌レコードと典拠レコードをそれぞれ作成し、相互に関連付ける。  
 (MARC21によるRDA適用の主な想定シナリオ。現在、最も一般的な実装形態に沿った方法と考えられる。)  
 ・シナリオ3: 書誌レコードと典拠レコードをそれぞれ作成するが、明示的な形では関連付けない。

[別添資料③-2] Scenario 2 Linked bibliographic and authority records(リンクされた書誌レコードと典拠レコード)にあわせたイメージ

※矢印は、リンクを表す。  
※インディケータは、一部を除き割愛した。サブフィールドも割愛したものがある。  
※国立国会図書館の運用を想定したものではない。

書誌データ	
表現形の識別子. 入手条件 020	a 978-4-480-42691-8 :  c 1300円
表現形の言語 041	a jpn  h eng
表現形に対する典拠形AP 100. 240	a Kipling, Rudyard,  d 1865-1936. 【リンク】  a Kim.  l 日本語
本タイトル. 並列タイトル. 責任表示 245	a 少年キム =  b Kim /  c ラドヤード・キプリング ; 斎藤兆史訳.
出版表示 264 1	a 東京 :  b 筑摩書房,  c 2010.
数量. 大きさ 300	a 532 p ;  c 15 cm.
機器種別 337	a 機器不用
キャリア種別 338	a 冊子
シリーズ表示 490	a ちくま文庫 ;  v き31-1
関連する表現形 500	a 晶文社1997年刊の加筆訂正.
著作に関連する個人に対する典拠形AP 700 関連指示子 700	a Kipling, Rudyard,  d 1865-1936 【リンク】  e 著者.
表現形に関連する個人に対する典拠形AP 700 関連指示子 700	a 斎藤, 兆史 【リンク】  e 訳者.

所蔵レコード	
(請求記号) 090	a KS162-J108

名称/タイトル典拠レコード	
表現形に対する典拠形AP 100	a Kipling, Rudyard,  d 1865-1936.  t Kim.  l 日本語
:	:
表現形に対する異形AP 400	a Kipling, Rudyard,  d 1865-1936.  t キム
表現形に対する異形AP 400	a Kipling, Rudyard,  d 1865-1936.  t 少年キム
:	:
:	:

典拠レコード(個人)	
個人に対する典拠形AP 100	a Kipling, Rudyard,  d 1865-1936
:	:
個人に対する異形AP 400	a キップリング, ラドヤード,  d 1865-1936
個人に対する異形AP 400	a キプリング, ラドヤード,  d 1865-1936
個人に対する異形AP 400	a Kipling, Joseph Rudyard,  d 1865-1936
:	:
:	:

典拠レコード(個人)	
個人に対する典拠形AP 100	a 斎藤, 兆史
:	:
:	:

※Joint Steering Committee(JSC)により、RDAを適用するための3つのシナリオが提示されている。  
Tom Delsey. RDA Database Implementation Scenarios. 2009.7. <<http://www.rda-jsc.org/docs/5editor2rev.pdf>>

- ・シナリオ1: 実体ごとにレコードを作成し、相互に関連付ける(リンクする)。
- ・シナリオ2: 書誌レコードと典拠レコードをそれぞれ作成し、相互に関連付ける。  
(MARC21によるRDA適用の主な想定シナリオ。現在、最も一般的な実装形態に沿った方法と考えられる。)
- ・シナリオ3: 書誌レコードと典拠レコードをそれぞれ作成するが、明示的な形では関連付けない。

2015年9月25日  
日本図書館協会  
目録委員会

## 『日本目録規則』改訂スケジュールの見直しについて

日本図書館協会目録委員会は、2010年に『日本目録規則』の抜本改訂に本格的に着手し、その後2013年からは国立国会図書館収集書誌部との連携により、改訂作業を進めています。

連携にあたっては、『『日本目録規則』改訂におけるNDLとの連携について』（2013年9月30日付）において「想定されるスケジュール」を公表しました。以降、このスケジュールに沿った作業を進めてきましたが、当初の想定と比べてやや進捗が遅れている部分があります。

今般、国立国会図書館収集書誌部との合意のもとで、以下の通り想定スケジュールを見直すこととしました。新規則公開が「2017（平成29）年度」というゴールは変更しませんが、新規則案（全体案）の公開を28年度とするなどの見直しを行いました。

新スケジュールに沿って完成への努力を続けますので、ご理解をお願いします。

### ●これまでの想定スケジュール（平成27年度以降）

- ・平成27年度 新規則案を公開し、国内で共通に適用できるよう関係機関と調整（目録委員会・NDL）
- ・平成27年度 新規則案に対する検討集会を開催（JLA及びNDL）
- ・平成28年度 新規則案を適用した試行データ作成及び評価（関係機関・NDL）
- ・平成28年度 試行データの評価を踏まえた新規則案の適宜修正（目録委員会・NDL）
- ・平成29年度 新規則の公開（JLA及びNDL）
- ・平成29年度 実務研修（JLA及びNDL）

### ●見直し後の想定スケジュール

- ・2015（平成27）年度  
条文案の部分的公開（目録委員会・NDL）
- ・2016（平成28）年度  
新規則案（全体案）の公開（目録委員会・NDL）  
国内で共通に適用できるよう関係機関と調整（目録委員会・NDL）  
新規則案に対する検討集会を開催（JLA及びNDL）  
新規則案を適用した試行データ作成及び評価（関係機関・NDL）
- ・2017（平成29）年度  
新規則案の適宜修正（目録委員会・NDL）  
新規則の公開（JLA及びNDL）  
書誌データ作成機関向けの実務研修の実施（JLA及びNDL）

平成27年度書誌調整連絡会議で提示する新NCRの章(主な箇所)と対応するRDAの章。  
これまでに提示した新NCRの章(主な箇所)と対応するRDAの章。

現行NCR	
序説	
第0章 総則	
第I部 記述	
第1章	記述総則
第1章 記述総則	
第2章～第13章 図書～継続資料	
第2章～第13章 図書～継続資料	
第2章～第13章 図書～継続資料	
第II部 標目	
第21章	標目総則
第22章	タイトル標目
第26章	統一タイトル
第23章	著者標目

新NCR全体構成案 (平成26年度書誌調整連絡会議から実質的な変更なし)	
序説	
第1部 総説	
第0章 総説	
第2部 属性	
<属性の記録>	
セクション1 属性総則	
第1章 属性総則	
セクション2 著作、表現形、体現形、個別資料	
第2章 体現形	
第3章 個別資料	
第4章 著作	
第5章 表現形	
セクション3 個人、家族、団体	
第6章 個人	
第7章 家族	
第8章 団体	
セクション4 概念、物、出来事、場所	
第9章 概念(保留)	
第10章 物(保留)	
第11章 出来事(保留)	
第12章 場所	
<アクセス・ポイントの構築>	
セクション5 アクセス・ポイント	
第21章 アクセス・ポイントの構築総則	
第22章 著作	
第23章 表現形	
第24章 体現形(保留)	
第25章 個別資料(保留)	
第26章 個人	
第27章 家族	
第28章 団体	
第29章 概念(保留)	
第30章 物(保留)	
第31章 出来事(保留)	
第32章 場所(保留)	

RDA	
0 序論	
セクション1 体現形、個別資料の属性の記録	
第1章 体現形、個別資料の属性の記録に関する一般指針	
第2章 体現形、個別資料の識別	
第3章 キャリアの記述	
第4章 入手条件、アクセス情報の提供	
セクション2 著作、表現形の属性の記録	
第5章 著作、表現形の属性の記録に関する一般指針	
第6章 著作、表現形の識別	
6.1～6.26 <著作、表現形の属性>	
6.27～6.31 <著作、表現形のアクセス・ポイントの構築>	
第7章 内容の記述	
セクション3 個人、家族、団体の属性の記録	
第8章 個人、家族、団体の属性の記録に関する一般指針	
第9章 個人の識別	
9.1～9.18 <個人の属性>	
9.19 <個人のアクセス・ポイントの構築>	
第10章 家族の識別	
10.1～10.9 <家族の属性>	
10.10 <家族のアクセス・ポイントの構築>	
第11章 団体の識別	
11.1～11.12 <団体の属性>	
11.13 <団体のアクセス・ポイントの構築>	
セクション4 概念、物、出来事、場所の属性の記録	
第12章 概念、物、出来事、場所の属性の記録に関する一般指針(未刊)	
第13章 概念の識別(未刊)	
第14章 物の識別(未刊)	
第15章 出来事の識別(未刊)	
第16章 場所の識別(一部未刊)	



